

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十三号）

（医療整備課）

### 一 趣旨

医師の地域偏在や産科、小児科、救急を担当する医師の不足を解消するため、知事の指定する県外の大学に埼玉県の地域医療に貢献することを条件とした指定枠を設け、出身地を問わず奨学金を貸与する制度を新設するための改正

### 二 内容

指定大学在学者奨学金の新設

### 三 施行期日

平成二十八年四月一日